

	<p>イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 160 m<sup>2</sup></p>	<p>これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>イ 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等)</p>
(14) 不足病床地区病院施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 新築の場合 療養病床数及び一般病床数×1床当たり基準面積 (ただし、100床を限度とする。)</p> <p>(2) 増築の場合 療養病床数及び一般病床数×1床当たり基準面積 (ただし、50床を限度とする。)</p> <p>(1床当たり基準面積) 耐火構造 21.00 m<sup>2</sup>/床 ブロック・木造 18.84 m<sup>2</sup>/床</p>	<p>不足病床地区病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)</p>
(15) 基幹災害医療センター施設整備事業	<p>補強が必要と認められるものの 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×32,700円</p>	<p>基幹災害医療センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>

	備蓄倉庫 1 か所当たり 120,814 千円	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は 工事請負費
	自家発電装置 1 か所当たり 145,381 千円	自家発電装置整備に必要な工事費 又は工事請負費
	受水槽 1 か所当たり 133,974 千円	受水槽整備に必要な工事費又は工 事請負費
	研修部門 1 か所当たり 92,935 千円	研修部門整備に必要な工事費又は 工事請負費
	ヘリポート 1 か所当たり 108,954 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又 は工事請負費
(16) 地域災害医療 センター施設整 備事業	補強が必要と認められるも の 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> ×32,700 円	地域災害医療センターとして必要 な新築、増改築に伴う補強及び既存 建物に対する補強に要する工事費又 は工事請負費
	備蓄倉庫 1 か所当たり 34,076 千円	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は 工事請負費
	自家発電装置 1 か所当たり 145,381 千円	自家発電装置整備に必要な工事費 又は工事請負費
	受水槽 1 か所当たり 133,974 千円	受水槽整備に必要な工事費又は工 事請負費
	ヘリポート 1 か所当たり 58,808 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又 は工事請負費
(17) 院内助産所・助 産師外来施設整 備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 30 m <sup>2</sup>	院内助産所・助産師外来の開設 に必要な増改築及び改修に要する 工事費又は工事請負費
(18) がん診療施設 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 1,300 m <sup>2</sup>	がん診療施設として必要な次の各 部門の新築、増改築に要する工事費 又は工事請負費  (1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、 手術室、がん治療室 等) (2) がん専用病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、 患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、 廊下、便所 等)
(19) 医学的リハビ リテーション施	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額と	医学的リハビリテーション施設と して必要な次の各部門の新築、増改

施設整備事業	する。 基準面積 450 m <sup>2</sup>	築に要する工事費又は工事請負費  機能訓練棟、診療棟(機能訓練室、水治療室、電気マッサージ室、診察室、休養室、待合室、倉庫、便所 等)
(20) 腎移植施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 100 m <sup>2</sup>	腎移植施設として必要な次の部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費  無菌手術室(機械室及び附属設備を含む。)
(21) 特殊病室施設整備事業	1室当たり 50,570千円	特殊病室(無菌室)整備に必要な工事費又は工事請負費
(22) 肝移植施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 100 m <sup>2</sup>	肝移植施設として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費  無菌手術室(機械室及び附属設備を含む。)
(23) 治験施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 治験専門外来 100 m <sup>2</sup>  (2) 治験管理部門 (事務部門、相談部門、その他) 75 m <sup>2</sup>	治験施設として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費  (1) 治験専門外来 (外来診察室、処置室、検査室 等) (2) 治験管理部門 事務部門 (治験事務室、治験審査委員会事務室) 相談部門 (治験依頼者相談室、被験者相談室) その他 (諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室 等)
(24) 病児・病後児保育施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。	病児・病後児保育施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

	<p>基準面積 利用(増加)定員×7.2㎡ ただし、改修の場合は、厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	
(25) 特定地域病院 施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。(2)の場合を除く。)</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 改築の場合</p> <p>ア 病棟 既存病床数×30%×13.88㎡ (ただし、一部改築の場合は上記による面積から改築を要しない病床数×13.88㎡を差引いた面積を限度とする。)</p> <p>イ 診療棟 当該改築部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積</p> <p>(2) 補強の場合</p> <p>ア 病棟 既存病床数×30%×13.88㎡×32,700円 (ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数×13.88㎡を差引いた面積を限度とする。)</p> <p>イ 診療棟 当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積×32,700円</p>	<p>特定地域病院の次の各部門の改築、改修(補強)に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)</p> <p>(2) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室 等)</p>

(26) 地震防災対策 医療施設耐震整 備事業	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> ×32,700 円	耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所 当たり 25,742 千円	土砂災害危険か所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強、既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費
(27) 医療施設耐震 整備事業	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> ×32,700 円	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
(28) アスベスト除 去等整備事業	1 m <sup>2</sup> 当たり 34,300 円 ×アスベスト等の除去等を行 う壁等の延面積	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費
(29) 看護師勤務環 境改善施設整備 事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額の 合算額とする。 基準面積 1看護単位につき 50 m <sup>2</sup> ナースコールを更新付設す る場合は1 m <sup>2</sup> 当たり 114,200 円を加算する。	看護職員が働きやすく離職防止につながる次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費  看護師詰め所、処置室、症例等検討会議室 等
(30) 看護師宿舍施 設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 看護師1人当たり 33 m <sup>2</sup>	病院の看護師宿舍の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費(バルコニー、廊下、階段等共通部門を含む。)
(31) 病院内保育所 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 収容定員×5 m <sup>2</sup> (ただし、30人を限度とす る。)	病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(32) 院内感染対策 施設整備事業	1室当たり 10,644 千円と し、空調設備(空気清浄度クラ	病院の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費

	ス1万以上)を整備する場合は24,225千円を加算する。	
(33) 医療機器管理室施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 80 m <sup>2</sup>	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(34) 地球温暖化対策施設整備事業	1か所当たり 94,000千円	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費
(35) 内視鏡訓練施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 訓練者×30 m <sup>2</sup> (ただし、1,000 m <sup>2</sup> を限度とする。)	内視鏡訓練施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(36) 看護師等養成所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 ア 保健師、助産師、看護師の学校又は養成所 学生定員×20 m <sup>2</sup> (ただし、2年課程(通信制)は3 m <sup>2</sup> ) イ 准看護師の学校又は養成所 学生定員×17 m <sup>2</sup> (2) 増築の場合 新築の場合に準じて算定した面積 ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (3) 改築(移改築及び模様替えを含む。)の場合 当該施設の既存面積 ただし、上記(1)の例に	学校又は養成所(寄宿舍を含む。)の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費

	<p>より算定した場合の面積を超えることはできない。</p> <p>(4) 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記(2)又は(3)により算定した面積に16.2㎡を限度として加算した面積</p>	
(37) 看護師養成所 修業年限延長施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 1 学年定員×20㎡</p>	<p>看護師養成所の修業年限を延長するために必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p>
(38) 看護教員養成 講習会施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 80㎡</p>	<p>看護教員養成講習会の定員の増加等に必要な増築、改修に要する工事費又は工事請負費</p>
(39) 歯科衛生士養成所施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>新築、増改築ともに施設整備後の第3学年の定員×20㎡</p>	<p>学校又は養成所の新築、増改築に要する工事費及び工事請負費</p>

(注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

3 補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。

別表3 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (6) 小児初期救急センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>132,300</u>	<u>126,000</u>	<u>119,700</u>	<u>113,400</u>
		ブロック	<u>115,300</u>	<u>109,800</u>	<u>104,300</u>	<u>98,800</u>
		木造	<u>132,300</u>	<u>126,000</u>	<u>119,700</u>	<u>113,400</u>
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (4) 救命救急センター施設整備事業 (5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (7) 小児集中治療室施設整備事業 (33) 医療機器管理室施設整備事業 (35) 内視鏡訓練施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>187,700</u>	<u>178,800</u>	<u>169,800</u>	<u>160,800</u>
(8) 小児医療施設施設整備事業 (10) 地域療育支援施設施設整備事業 (12) 共同利用施設施設整備事業 (14) 不足病床地区病院施設整備事業 (18) がん診療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>168,000</u>	<u>159,900</u>	<u>151,900</u>	<u>143,900</u>
		ブロック	<u>146,700</u>	<u>139,700</u>	<u>132,600</u>	<u>125,700</u>
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>187,700</u>	<u>178,800</u>	<u>169,800</u>	<u>160,800</u>
		ブロック	<u>164,300</u>	<u>156,500</u>	<u>148,600</u>	<u>140,800</u>



(19) 医学的リハビリテーション施設 施設整備事業 (25) 特定地域病院 施設整備事業						
(9) 周産期医療施設 施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>168,000</u>	<u>159,900</u>	<u>151,900</u>	<u>143,900</u>
		ブロック	<u>146,700</u>	<u>139,700</u>	<u>132,600</u>	<u>125,700</u>
(13) 医療施設近代化 施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>168,000</u>	<u>159,900</u>	<u>151,900</u>	<u>143,900</u>
		ブロック	<u>146,700</u>	<u>139,700</u>	<u>132,600</u>	<u>125,700</u>
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	<u>126,000</u>	<u>126,000</u>	<u>126,000</u>	<u>126,000</u>
		ブロック	<u>109,800</u>	<u>109,800</u>	<u>109,800</u>	<u>109,800</u>
		木造	<u>126,000</u>	<u>126,000</u>	<u>126,000</u>	<u>126,000</u>
	診療所 (離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	<u>134,900</u>	<u>134,900</u>	<u>134,900</u>	<u>134,900</u>
		ブロック	<u>117,900</u>	<u>117,900</u>	<u>117,900</u>	<u>117,900</u>
		木造	<u>134,900</u>	<u>134,900</u>	<u>134,900</u>	<u>134,900</u>
	(17) 院内助産所・助産師外来施設 整備事業 (24) 病児・病後児 保育施設施設整備事業 (29) 看護師勤務環境 改善施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>168,000</u>	<u>159,900</u>	<u>151,900</u>
ブロック			<u>146,700</u>	<u>139,700</u>	<u>132,600</u>	<u>125,700</u>
木造			<u>168,000</u>	<u>159,900</u>	<u>151,900</u>	<u>143,900</u>
(20) 腎移植施設 施設整備事業 (22) 肝移植施設 施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>398,500</u>	<u>398,500</u>	<u>398,500</u>	<u>398,500</u>
(23) 治験施設施設 整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>187,700</u>	<u>178,800</u>	<u>169,800</u>	<u>160,800</u>
		ブロック	<u>164,300</u>	<u>156,500</u>	<u>148,600</u>	<u>140,800</u>
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>154,700</u>	<u>147,400</u>	<u>140,100</u>	<u>132,600</u>
		ブロック	<u>135,400</u>	<u>129,000</u>	<u>122,600</u>	<u>116,100</u>

(30)看護師宿舎施設整備事業	鉄筋コンクリート	187,400	178,500	169,500	160,600
	ブロック	163,800	156,000	148,100	140,400
	木造	187,400	178,500	169,500	160,600
(31)病院内保育所施設整備事業	鉄筋コンクリート	155,800	148,300	140,900	133,500
	ブロック	136,400	129,900	123,400	116,900
	木造	155,800	148,300	140,900	133,500
(36)看護師等養成所施設整備事業 (37)看護師養成所修業年限延長施設整備事業 (38)看護教員養成講習会施設整備事業 (39)歯科衛生士養成所施設整備事業	鉄筋コンクリート	136,100	129,600	123,100	116,700
	ブロック	118,000	112,400	106,800	101,200
	木造	136,100	129,600	123,100	116,700

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 (11)医療施設近代化施設整備事業の項の「離島、豪雪地区」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域）」、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する「豪雪地帯」、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する「小笠原諸島」並びに沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」とする。

3 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、 富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、 茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、 岐阜県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県

C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

別表4 既存病床数の割合による調整（前年度3月31日現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 （精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計）	調整率
105%以上	0.95
105%未満	1.00

別表5 事業区分による調整

事業区分	調整率
4の(1)から(9)、(11)から(25)及び(28)から(34)に掲げる事業（ただし、4の(15)及び(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。）	0.33
4の(10)、(15)、(16)、(26)、(27)及び(35)から(39)に掲げる事業（ただし、4の(15)及び(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。）	0.50

別表6 都道府県の優先順位に係る評価事項（100点）

項目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1)$ $\times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表7 医療機関に係る評価事項（40点）

区 分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点 数
(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(4) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(5) 救急医療	第三次救急医療の機能又は第二次救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点

(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、 地域周産期医療の機能又 は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機 能又は初期小児救急医療 の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要 と認める医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
区 分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会 の派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会 以外の都道府県の機関、委員会等の派遣要 請に基づく医師派遣の実績		1人以上：5点
(13) 患者の療養環境向上等に配慮し、当該事 業において国産材を使用するもの		使用する：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表8 都道府県の取組に係る評価事項（15点）

項 目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事業への取組状況（5点）	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする（各項目1点）。 （1）地域医療連携パスの作成 （2）IT等の活用による住民への情報提供 （3）IT等の活用による診療連携体制の構築 （4）医療従事者向けの研修会の実施 （5）その他
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数（5点）	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数に応じて以下の点数とする。 （1）20人以上：5点 （2）10人以上20人未満：2点
都道府県における医師確保対策取組等（医師派遣を除く。）（5点）	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする（各項目1点）。 （1）大学医学部における地域枠を設定 （2）医学部学生等への修学資金支援を実施 （3）ドクターバンクを設置 （4）小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置 （5）自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上

（交付の条件）

9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）交付対象事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （2）交付対象事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(3) 交付対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙8による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 都道府県から補助金の交付を受けて行われる事業（以下9において「補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(イ) 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

ウ 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

- オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- キ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ク 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- コ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- サ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。  
なお、補助事業を実施する者（以下9において「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。  
また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- シ 補助事業者は、この交付金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。



(7) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (5) 及び (6) のア、イ、ウ及びエ

この場合において、(5) 中「交付金」とあるのは「補助金」と、「別紙8」とあるのは「別紙8に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県が交付する補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下9において「間接補助金」という。）を交付する場合には、間接補助金を交付された者（以下9において「間接補助事業者」という。）に対し、その対象事業（以下9において「間接補助事業」という。）を行うにあたり(6) のアからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「別紙7」とあるのは「別紙7に準じた様式」と読み替えるものとする。

ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

エ イにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(8) (6) 及び (7) により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(9) 補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙6により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

10 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度4月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

11 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請

等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 12 厚生労働大臣は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(交付金の概算払)

- 13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(遂行状況報告)

- 14 都道府県知事は、別紙3による毎年度12月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

- 15 都道府県知事は、別紙4による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(9の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙5による年度終了実績報告書を、この交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付金の返還)

- 16 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 17 特別の事情により、7、10、11、14及び15に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。